

4 第一項に規定する請求の範囲の翻訳文を提出した出願人は、
条約第十九条①の規定に基づく補正をしたときは、国内書面提
出期間が満了する時（国内書面提出期間内に出願人が出願審査
の請求をするときは、その請求の時。以下「国内処理基準時」
という。）の属する日までに限り、当該補正後の請求の範囲の
日本語による翻訳文を更に提出することができる。

5 第百八十四条の七第三項本文の規定は、第二項又は前項に規
定する翻訳文が提出されなかつた場合に準用する。

（書面の提出及び補正命令）

第一百八十四条の五（第一項及び第二項略）

3 特許庁長官は、前項の規定により手続の補正をすべきことを
命じた者が同項の規定により指定した期間内にその補正をしな
いときは、当該国際特許出願を無効にすることができる。

（国際出願に係る願書、明細書等の効力等）

第一百八十四条の六（第一項略）

4 国際出願日における外国語特許出願の明細書若しくは請求の
範囲に記載された事項又は図面の中の説明であつて、国内書面
提出期間が満了した時（国内書面提出期間内に出願人が出願審
査の請求をしたときは、その請求の時。以下「国内処理基準時」
という。）における第一項又は前項に規定する翻訳文（要約
に係るものを除く。以下「出願翻訳文」という。）に記載され
ていないものは、国際出願日における外国語特許出願の明細書
若しくは請求の範囲に記載されていなかつたものと、又は図面
の中の説明がなかつたものとみなす。

（書面の提出及び補正命令）

第一百八十四条の五（第一項及び第二項略）

3 第十七条第四項の規定は、前項の規定による命令に基づく補
正に準用する。

4 特許庁長官は、第二項の規定により手続の補正をすべきこと
を命じた者が同項の規定により指定した期間内にその補正をし
ないときは、当該国際特許出願を無効にすることができる。

（国際出願に係る願書、明細書等の効力等）

第一百八十四条の六（第一項略）

2 日本語された国際特許出願（以下「日本語特許出願」とい
う。）に係る国際出願日における明細書及び請求の範囲並びに
外國語特許出願に係る明細書及び請求の範囲の出願翻訳文は第
三十六条第二項の規定により願書に添付して提出した明細書と
、日本語特許出願に係る国際出願日における請求の範囲及び外
国語特許出願に係る請求の範囲の出願翻訳文は同項の規定によ
り願書に添付して提出した明細書に記載した特許請求の範囲と
、日本語特許出願に係る国際出願日における図面並びに外國語
特許出願に係る国際出願日における図面（図面の中の説明を除
く。）及び図面の中の説明の出願翻訳文は同項の規定により願
書に添付して提出した図面と、日本語特許出願に係る要約及び
外國語特許出願に係る要約の翻訳文は同項の規定により願書に
添付して提出した要約書とみなす。

(日本語特許出願に係る条約第十九条に基づく補正)

(条約第十九条に基づく補正)

第一百八十四条の七　日本語特許出願の出願人は、条約第十九条①の規定に基づく補正をしたときは、国内処理基準時の属する日までに、同条①の規定に基づき提出された補正書の写しを特許庁長官に提出しなければならない。

2　前項の規定により補正書の写しが提出されたときは、その補正書の写しにより、願書に添付した明細書に記載した特許請求の範囲について第十七条の二第一項の規定による補正がされたものとみなす。ただし、条約第二十条の規定に基づき前項に規定する期間内に補正書が特許庁に送達されたときは、その補正書により、補正がされたものとみなす。

3　第一項に規定する期間内に日本語特許出願の出願人により同項に規定する手続がされなかつたときは、条約第十九条①の規定に基づく補正は、されなかつたものとみなす。ただし、前項ただし書に規定するときは、この限りでない。

4　第一項に規定する期間内に国際特許出願の出願人により同項に規定する手続がされなかつたときは、条約第十九条①の規定に基づく補正は、されなかつたものとみなす。ただし、前項ただし書に規定するときは、この限りでない。

(条約第三十四条に基づく補正)

第一百八十四条の七　国際特許出願の出願人は、条約第十九条①の規定に基づく補正をしたときは、国内処理基準時の属する日までに、日本語特許出願に係る補正にあつては同条①の規定に基づき提出された補正書の写しを、外国語特許出願に係る補正にあつては当該補正書の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない。

2　前項の規定により補正書の写し又は補正書の翻訳文が提出されたときは、その補正書の写し又は補正書の翻訳文により、特許請求の範囲について第十七条第一項の規定による手続の補正がされたものとみなす。ただし、日本語特許出願に係る補正につき条約第二十条の規定に基づき前項に規定する期間内に補正書が特許庁に送達されたときは、その補正書により、特許請求の範囲について第十七条第一項の規定による手続の補正がされたものとみなす。

(条約第三十四条に基づく補正)

第一百八十四条の八 國際特許出願の出願人は、条約第三十四条(2)の規定に基づく補正をしたときは、国内処理基準時の属する日本までに、日本語特許出願に係る補正にあつては同条(2)(b)の規定に基づき提出された補正書の写しを、外國語特許出願に係る補正にあつては当該補正書の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない。

2)

前項の規定により補正書の写し又は補正書の翻訳文が提出されたときは、その補正書の写し又は補正書の翻訳文により、願書に添付した明細書又は図面について第十七条の二第一項の規定による補正がされたものとみなす。ただし、日本語特許出願に係る補正につき条約第三十六条(3)(b)の規定に基づき前項に規定する期間内に補正書が特許庁に送達されたときは、その補正書により、補正がされたものとみなす。

3)

第一項に規定する期間内に國際特許出願の出願人により同項に規定する手続がされなかつたときは、条約第三十四条(2)(b)の規定に基づく補正は、されなかつたものとみなす。ただし、前項ただし書に規定するときは、この限りでない。

4)

第二項の規定により外國語特許出願に係る願書に添付した明細書又は図面について第十七条の二第一項の規定による補正がされたものとみなされたときは、その補正是同条第二項の誤訳訂正書を提出してされたものとみなす。

第一百八十四条の八 前条の規定は、条約第三十四条(2)(b)の規定に基づく補正があつた國際特許出願に準用する。この場合において、前条第一項中「同条(1)」とあるのは「条約第三十四条(2)(b)」と、同条第二項中「特許請求の範囲」とあるのは「明細書又は図面」と、「条約第二十条」とあるのは「条約第三十六条(3)(b)」と、同条第三項中「条約第十九条(1)」とあるのは「条約第三十四条(2)(b)」と読み替えるものとする。

(国内公表等)

第一百八十四条の九 (第一項略)

2 国内公表は、次に掲げる事実を特許公報に掲載することにより行う。

一 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 特許出願の番号

三 国際出願日

四 発明者の氏名及び住所又は居所

五 第百八十四条の四第一項に規定する明細書及び図面の中の説明の翻訳文に記載した事項、同項に規定する請求の範囲の翻訳文(同条第二項に規定する翻訳文が提出された場合にあっては、当該翻訳文)及び同条第四項に規定する翻訳文に記載した事項、図面(図面の中の説明を除く。)の内容並びに要約の翻訳文に記載した事項(特許公報に掲載することが公認の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるものを除く。)

六 国内公表の番号及び年月日

七 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(第三項から第六項まで略)

7 国際特許出願に関し特許公報に掲載すべき事項については、

第一百九十三条第二項第四号中「出願公開後における」とあるの

(国内公表等)

第一百八十四条の九 (第一項略)

2 国内公表は、次に掲げる事実を特許公報に掲載することにより行う。

一 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 特許出願の番号

三 国際出願日

四 発明者の氏名及び住所又は居所

五 明細書、請求の範囲及び図面の中の説明の出願翻訳文に記載した事項、図面(図面の中の説明を除く。)の内容並びに要約の翻訳文に記載した事項(特許公報に掲載することが公認の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるものを除く。)

六 国内公表の番号及び年月日

七 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(第三項から第六項まで略)

7 国際特許出願に関し特許公報に掲載すべき事項については、

第一百九十三条第二項第四号中「出願公開後における」とあるの

は、「国際公開がされた国際特許出願に係る」とする。

は「国際公開がされた国際特許出願に係る」と、「第十七条の二第一項第一号又は」とあるのは「第十七条第一項又は第十七条の二第一項第一号若しくは」とする。

(在外者の特許管理人の特例)

第一百八十四条の十一 (略)

(補正の特例)

第一百八十四条の十二 日本語特許出願については第一百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第一百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後、外国語特許出願については第一百八十四条の四第一項及び第一百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第一百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後、第一百九十五条第二項の規定による手続をし、かつ、第一百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後であつて国内処理基準時を経過した後でなければ、第十七条第一項本文の規定にかかわらず、手続の補正(第一百八十四条の七第二項及び第一百八十四条の八第二項に規定する補正を除く。)をすることができない。

2 外国語特許出願に係る明細書又は図面について補正ができる範囲については、第十七条の二第二項及び第十七条の三第二項中「第三十六条の二第二項の外国語書面出願」とあり、並びに第六十四条第二項中「外国語書面出願」とあるのは「第一百八十

(在外者の特許管理人の特例)

第一百八十四条の十一 (略)

(補正の特例)

第一百八十四条の十一 日本語特許出願については第一百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第一百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後、第一百九十五条第二項の規定による手続をし、かつ、第一百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後であつて国内処理基準時を経過した後でなければ、第十七条第一項本文の規定にかかわらず、手続の補正(第一百八十四条の七第二項(第一百八十四条の八において準用する場合を含む。)に規定する補正を除く。)をすることができない。

2 国際特許出願の手続の補正については、第十七条第一項ただし書中「特許出願の日(第四十一条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、同項に規定する先の出願の日、第四十二条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出

四条の四第一項の「外国語特許出願」と、第十七条の二第三項中「願書に最初に添付した明細書又は図面（第三十六条の二第二項の外國語書面出願にあつては、同条第四項の規定により明細書及び図面とみなされた同条第二項に規定する外國語書面の翻訳文（誤訳訂正書を提出して明細書又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文又は当該補正後の明細書若しくは図面））とあるのは、「第一百八十四条の四第一項の国際出願日（以下この項において「国際出願日」という。）における第一百八十四条の三第二項の国際特許出願（以下この項において「国際特許出願」という。）の明細書若しくは図面（図面の中の説明に限る。）の第一百八十四条の四第一項の翻訳文、国際出願日における国際特許出願の請求の範囲の同項の翻訳文（同条第二項又は第四項の規定により千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第十九条①の規定に基づく補正後の請求の範囲の翻訳文が提出された場合にあつては、当該翻訳文又は国際出願日における国際特許出願の図面（図面の中の説明を除く。）（以下この項において「翻訳文等」という。）（誤訳訂正書を提出して明細書又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文等又は当該補正後の明細書若しくは図面）と、第十七条の三第二項中「同条第一項の外國語書面」とあり、及び第六十四条第二項中「外國語書面」とあるのは、「第一百八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、

願にあつては、最初の出願若しくはパリ条約（千九百年十二月十四日にプラッセルで、千九百十一年六月一日にワシントンで一千九百二十五年十一月六日にハーフで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日に里斯ボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。）第四条C④の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A②の規定により最初の出願と認められた出願の日、第四十一条第一項又は第四十二条第一項の規定による二以上の優先権の主張とした出願の日のうち最先の日。次条及び第六十五条の二第一項において同じ。）とあり、及び第十七条の二第一項中「特許出願の日」とあるのは、「第一百八十四条の四第一項の優先日」とする。

31 外國語特許出願に係る手続の補正ができる範囲については、第十七条第二項（第十七条の二第二項において準用する場合を含む。）中「願書に最初に添付した明細書又は図面に記載した事項」とあるのは、「第一百八十四条の四第一項の国際出願日における第一百八十四条の三第二項の国際特許出願の明細書、請求の範囲若しくは図面（図面の中の説明に限る。）の第一百八十四条の四第一項の出願翻訳文に記載した事項又は同条第一項の国際出願日における第一百八十四条の三第二項の国際特許出願の明細書、請求の範囲若しくは図面（図面の中の説明に限る。）の第一百八十四条の四第一項の出願翻訳文に記載した事項又は同条第一項の国際出願の明細書、

請求の範囲又は図面」とする。

3) 国際特許出願の出願人は、第十七条の四の規定にかかわらず、優先日から一年三月以内に限り、願書に添付した要約書について補正をすることができます。

(特許要件の特例)

第一百八十四条の十三 第二十九条の二に規定する他の特許出願又は実用新案登録出願が国際特許出願又は実用新案法第四十八条の三第二項の国際実用新案登録出願である場合における第二十九条の二の規定の適用については、同条中「他の特許出願又は実用新案登録出願であつて」とあるのは「他の特許出願又は実用新案登録出願（第一百八十四条の四第三項又は実用新案法第四十八条の四第三項の規定により取り下げられたものとみなされた第一百八十四条の四第一項の外国語特許出願又は同法第四十八条の四第一項の外国语実用新案登録出願を除く。）であつて」と、「出願公開又は」とあるのは「出願公開」と、「発行があるのは」（発行又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開が）と、「願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは「第一百八十四条の四第一項又は実用新案法第四十八条の四第一項の国際出願における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

面（図面の中の説明を除く。）に記載した事項」とする。

(発明の新規性の喪失の例外の特例)

第一百八十四条の十四 (略)

(特許出願等に基づく優先権主張の特例)

第一百八十四条の十五 (第一項及び第二項略)

3 外国語特許出願についての第四十一条第三項の規定の適用については、同項中「特許出願の願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは「第一百八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、「又は出願公開」とあるのは「又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」とする。

(第四項略)

(発明の新規性の喪失の例外の特例)

第一百八十四条の十一の二 (略)

(特許出願等に基づく優先権主張の特例)

第一百八十四条の十一の三 (第一項及び第二項略)

3 外国語特許出願についての第四十一条第三項の規定の適用については、同項中「特許出願の願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは「第一百八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲若しくは図面(図面の中の説明に限る。)及びこれらの書類の同条第四項の出願翻訳文又は同条第一項の国際出願日における国際出願の図面(図面の中の説明を除く。)」と、「又は出願公開」とあるのは「又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」とする。

(第四項略)

5 第四十一条第一項の先の出願が第一百八十四条の十六第四項又

は実用新案法第四十八条の十四第四項の規定により特許出願又は実用新案登録出願とみなされた国際出願である場合における第四十一条第一項から第三項まで及び第四十二条第一項の規定の適用については、第四十一条第一項及び第二項中「願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは「第一百八十四条の十

六第四項又は実用新案法第四十八条の十四第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、同条第三項中「先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは「先の出願の第一百八十四条の十六第四項又は実用新案法第四十八条の十四第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、第四十二条第一項中「その出願の日から一年三月を経過した時」とあるのは「第一百八十四条の十六第四項若しくは実用新案法第四十八条の十四第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日から一年三月を経過した時又は第一百八十四条の十六第四項若しくは同法第四十八条の十四第四項に規定する決定の時のいずれか遅い時」とする。

(出願変更の特例)

第一百八十四条の十六 実用新案法第四十八条の三第一項又は第四十九条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願の特許出願への変更については、同法第四十八条の五第四項の日本語実用新案登録出願にあつては同条第一項、同法第四十八条の四第一項の外国語実用新案登録出願にあつては同項及び同法第四十八条の五第一項の規定による手続をし、かつ、同法第五十四条第二項の規定により納付すべき手数料を納

第一百八十四条の十二 実用新案法第四十八条の三第一項又は第四十九条の十四第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願の特許出願への変更については、同法第四十八条の五第四項の日本語実用新案登録出願にあつては同条第一項、同法第四十八条の四第一項の外国語実用新案登録出願にあつては同項及び同法第四十八条の五第一項の規定による手続をし、かつ、同法第五十四条第二項の規定により納付すべき手数料を納

付した後（同法第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後）でなければすることができない。

（出願審査の請求の時期の制限）

第一百八十四条の十七（略）

（拒絶理由等の特例）

第一百八十四条の十八 外国語特許出願に係る拒絶の査定、特許異議の申立て及び第一百二十三条第一項の審判については、第四十九条第五号、第五十五条第一項ただし書並びに第一百二十三条第一項第一号及び第五号中「外国語書面出願」とあるのは「第一百八十四条の四第一項の外国語特許出願」と、第四十九条第五号及び第一百二十三条第一項第五号中「外国語書面」とあるのは「第一百八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

（訂正の特例）

第一百八十四条の十九 外国語特許出願に係る第一百二十六条第一項の審判及び第一百三十四条第二項の規定による訂正の請求については、第一百二十六条第二項中「外国語書面出願」とあるのは「第一百八十四条の四第一項の外国語特許出願」と、「外国語書面

付した後（同法第四十八条の十四第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後）でなければすることができない。

（出願審査の請求の時期の制限）

第一百八十四条の十三（略）

「とあるのは「第一百八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

(削除)

(拒絶理由の特例)

第一百八十四条の十四 外国語特許出願の拒絶の査定については、第四十九条中「次の各号の一に該当するとき」とあるのは、「第一百八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲若しくは図面(図面の中の説明に限る。)及びこれらの書類の同条第四項の出願翻訳文若しくは同条第一項の国際出願日における国際出願の図面(図面の中の説明を除く。)に記載されている発明以外の発明についてされているとき(これを理由とする特許異議の申立てがあつた場合に限る。)又は特許出願が次の各号の一に該当するとき」とする。

(外国語特許出願固有の理由に基づく特許の無効の審判)

第一百八十四条の十五 外国語特許出願に係る特許が国際出願日ににおける国際出願の明細書、請求の範囲若しくは図面(図面の中の説明に限る。)及びこれらの書類の出願翻訳文又は国際出願日における国際出願の図面(図面の中の説明を除く。)に記載されている発明以外の発明についてされたときは、その特許を無効にすることについて審判を請求することができる。

項の審判に準用する。

3 | 第一項の審判については、第十七条第一項ただし書、第一百三十四条第二項及び第一百五十五条第三項中「第一百二十三条第一項」とあるのは「第一百二十三条第一項又は第一百八十四条の十五第一項」ととあるのは「第一百二十三条第一項又は第一百八十四条の十五第一項」と、第一百三十二条第一項、第一百四十五条第一項、第一百六十九条第一項及び第一百七十四条第二項中「又は第一百二十五条の二第一項」とあるのは「、第一百二十五条の二第一項又は第一百八十四条の十五第一項」と、第一百七十九条中「若しくは第一百二十五条の二第一項」とあるのは「、第一百二十五条の二第一項若しくは第一百八十四条の十五第一項」と、第一百九十三条第二項第七号中「若しくは第一百二十六条第一項」とあるのは「、「第一百二十三条第一項第一項又は第一百八十四条の十五第一項」ととする。

4 | 外国語特許出願に係る訂正の審判については、第一百二十六条第一項及び第四項中「第一百二十三条第一項」とあるのは、「第一百二十三条第一項又は第一百八十四条の十五第一項」ととする。

(決定により特許出願とみなされる国際出願)

第一百八十四条の二十 (第一項から第四項まで略)

(決定により特許出願とみなされる国際出願)

5 | 第一百八十四条の十六 (第一項から第四項まで略)

第一百八十四条の三第二項、第一百八十四条の四第四項、第一百八十四条の六、第一百八十四条の九第六項、第一百八十四条の十一、

第一百八十四条の十一の二、第一百八十四条の十一の三第一項及び

第三項並びに第一百八十四条の十三から前条までの規定は、前項の規定により特許出願とみなされた国際出願に準用する。この場合において、第一百八十四条の四第四項、第一百八十四条の六及び前条第一項中「国際出願日」とあり、第一百八十四条の十一第三項、第一百八十四条の十一の三第三項及び第一百八十四条の十四中「第一百八十四条の四第一項の国際出願日」及び「同条第一項の国際出願日」とあるのは、「第一百八十四条の十六第四項に規定する国際出願日」となつたものと認められる日」と、第一百八十四条の四第四項中「国内書面提出期間が満了した時（国内書面提出期間内に出願人が出願審査の請求をしたときは、その請求の時。以下「国内処理基準時」という。）における第一項又は前項に規定する翻訳文」とあるのは、「第一百八十四条の十六第二項の規定により提出された翻訳文」と、第一百八十四条の九第六項中「出願公告がされた国際特許出願に係るもの又は国際公開がされたもの」とあるのは「出願公告又は出願公開がされた出願に係るもの」と、第一百八十四条の十一第一項中「日本語特許出願については第一百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第一百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後、外国語特許出願については第一百八十四条の四第一項及び第一百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第一百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後であつて国内処理基準時を経過した後」とあり、第一百八十四条

51

の十一の二中「国内処理基準時の属する日後」とあり、第一百八十四条の十三中「日本語特許出願にあつては第一百八十四条の五第一項、外国語特許出願にあつては第一百八十四条の四第一項及び第一百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第一百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後」とあり、同条中「国内書面提出期間の経過後」とあるのは「第一百八十四条の十六第四項に規定する決定の後」と、第一百八十四条の十一の三第一項中「及び第四十二条第二項の規定は」とあるのは「第一百八十四条の十六第四項に規定する決定の後」と、第一百八十四条の十一の三第一項中「と、同条第三項中「と、『又は出願公開』とあるのは『の規定は』と、同条第三項中「と、『又は出願公開』とあるのは『又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開』とする」とあるのは「とする」と読み替えるものとする。

6 | 第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願についての出願公開については、第六十五条の二第一項中「特許出願の日」とあるのは「第一百八十四条の四第一項の優先日」と、同条第二項第六号中「外國語書面出願」とあるのは「外國語でされた国際出願」と、「外國語書面及び外國語要約書面」とあるのは「第一百八十四条の二十第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日における国際出願の明細書、請求の範囲、図面及び要約」とする。

6 | 第一百八十四条の三第二項、第一百八十四条の六第一項及び第二項、第一百八十四条の九第六項、第一百八十四条の十二から第一百八

十四条の十四まで、第一百八十四条の十五第一項、第三項及び第四項並びに第一百八十四条の十七から前条までの規定は、第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願に準用する。この場合において、これらの規定の準用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(二)以上の請求項に係る特許又は特許権についての特別)

第一百八十五条 二以上の請求項に係る特許又は特許権についての第二十七条第一項第一号、第五十二条第三項（第六十五条の三第四項（第一百八十四条の十第二項において準用する場合を含む。）、第一百五十九条第三項（第一百七十四条第一項において準用する場合を含む。）及び第一百六十三条第三項において準用する場合を含む。）、第八十条第一項、第九十七条第一項、第九十八条第一項第一号、第一百十一条第一項第二号、第一百二十三条第二項、第一百二十五条、第一百二十六条第五項（第一百二十四条第五项において準用する場合を含む。）、第一百三十二条第一項（第一百七十四条第二項において準用する場合を含む。）、第一百七十五条、第一百七十六条若しくは第一百九十三条第二項第五号又は实用新案法第二十条第一項の規定の適用については、請求項ごとに特許がされ、又は特許権があるものとみなす。

(二)以上の請求項に係る特許又は特許権についての特別)

第一百八十五条 二以上の請求項に係る特許又は特許権についての第二十七条第一項第一号、第五十二条第三項（第六十五条の三第四項（第一百八十四条の十第二項において準用する場合を含む。）、第一百五十九条第三項（第一百七十四条第一項において準用する場合を含む。）及び第一百六十三条第三項において準用する場合を含む。）、第八十条第一項、第九十七条第一項、第九十八条第一項第一号、第一百十一条第一項第二号、第一百二十三条第二項（第一百八十四条の十五第二項において準用する場合を含む。）、第一百二十五条、第一百二十六条第四項（第一百三十四条第五项において準用する場合を含む。）、第一百三十二条第一項（第一百七十四条第二項において準用する場合を含む。）、第一百七十五条、第一百七十六条若しくは第一百九十三条第二項第五号又は实用新案法第二十条第一項の規定の適用については、請求項ごとに特許がされ、又は特許権があるものとみなす。

第一百八十六条 何人も、特許庁長官に対し、特許に關し、證明、書類の贈本若しくは抄本の交付、書類の閲覧若しくは贈写又は特許原簿のうち磁気テープをもつて調整した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、次に掲げる書類については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りではない。

- 一 願書、願書に添付した明細書、図面若しくは要約書若しくは外國語書面若しくは外國語要約書面（出願公告又は出願公開がされたものを除く。）又は第六十七条の二第二項の資料
- 二 第百二十二条第一項の審判に係る書類（当該事件に係る特許出願について出願公告又は出願公開がされたものを除く。）
- 三 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるもの

（特許公報）

第一百九十三条 （第一項略）

- 2 特許公報には、この法律に規定するもののほか、次に掲げる事項を掲載しなければならない。
 - 一 出願公告若しくは出願公開後における拒絶をすべき旨の査定若しくは特許出願の放棄、取下げ若しくは無効又は特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ
 - 二 出願公告又は出願公開後における特許を受ける権利の継承

第一百八十六条 何人も、特許庁長官に対し、特許に關し、證明、書類の贈本若しくは抄本の交付、書類の閲覧若しくは贈写又は特許原簿のうち磁気テープをもつて調整した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、次に掲げる書類については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りではない。

- 一 願書若しくは願書に添付した明細書、図面若しくは要約書（出願公告又は出願公開がされたものを除く。）又は第六十七条の二第二項の資料
- 二 第百二十二条第一項の審判に係る書類（当該事件に係る特許出願について出願公告又は出願公開がされたものを除く。）

（特許公報）

第一百九十三条 （第一項略）

- 2 特許公報には、この法律に規定するもののほか、次に掲げる事項を掲載しなければならない。
 - 一 出願公告若しくは出願公開後における拒絶をすべき旨の査定若しくは特許出願の放棄、取下げ若しくは無効又は特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ
 - 二 出願公告又は出願公開後における特許を受ける権利の継承

三 出願公告後ににおける願書に添付した明細書又は図面の補正
四 出願公開後ににおける第十七条の二第一項の規定による願書
に添付した明細書又は図面の補正（同項ただし書各号の規定
によりしたものにあつては、誤訳訂正書の提出によるものに
限る。）

五 特許権の消滅（存続期間の満了によるもの及び第一百十二条
第四項又は第五項の規定によるものを除く。）又は回復（第
百十二条の二第二項の規定によるものに限る。）

六 第一百六十二条の規定による審査における特許をすべき旨の
査定（出願公告後にした第一百二十二条第一項の審判の請求に
係るものに限る。）

七 審判若しくは再審の請求若しくはその取下げ又は審判若し
くは再審の確定審決（第一百二十三条第一項若しくは第一百二
六条第一項の審判又はその確定審決に対する再審において明
細書又は図面の訂正がされた場合にあつては、審判又は再審
の確定審決並びに訂正した明細書に記載した事項及び図面の
内容）

八 裁定の請求若しくはその取下げ又は裁定

九 第百七十八条第一項の訴えについての確定判決

（手数料）

第一百九十五条（第一項及び第二項略）

三 出願公告後ににおける願書に添付した明細書又は図面の補正
四 出願公開後ににおける願書に添付した明細書又は図面の補正
（第十七条の二第一項第一号又は第二号の規定によりしたもの
に限る。）

五 特許権の消滅（存続期間の満了によるもの及び第一百十二条
第四項又は第五項の規定によるものを除く。）

六 第一百六十二条の規定による審査における特許をすべき旨の
査定（出願公告後にした第一百二十二条第一項の審判の請求に
係るものに限る。）

七 審判若しくは再審の請求若しくはその取下げ又は審判若し
くは再審の確定審決（第一百二十三条第一項若しくは第一百二
六条第一項の審判又はその確定審決に対する再審において明
細書又は図面の訂正がされた場合にあつては、審判又は再審
の確定審決並びに訂正した明細書に記載した事項及び図面の
内容）

八 裁定の請求若しくはその取下げ又は裁定

九 第百七十八条第一項の訴えについての確定判決

（手数料）

第一百九十五条（第一項及び第二項略）

3 特許出願人でない者が出願審査の請求をした後において、当該特許出願の願書に添付した明細書についてした補正により請求項の数が増加したときは、その増加した請求項について前項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料は、同項の規定にかかわらず、特許出願人が納付しなければならない。

(第四項以下略)

別表(第一百九十五条関係)

四	三	二	一	
納付しなければならない者				金額
第一百八十四条の二十第一項の規定により手続をすべき者	一件につき二万五千円	特許出願(次号に掲げるものを除く。)をする者	一件につき二万五千円	一件につき三万五千円
第一百八十四条の五第一項の規定により手続をすべき者	一件につき二万五千円	外国語書面出願をする者		
第一百八十四条の二十一第一項の規定により申出をする者	一件につき二万五千円			

3 特許出願人でない者が出願審査の請求をした後において、当該特許出願の願書に添付した明細書についてした補正又は補正の却下により請求項の数が増加したときは、その増加した請求項について前項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料は、同項の規定にかかわらず、特許出願人が納付しなければならない。

(第四項以下略)

別表(第一百九十五条関係)

三	二	一	
納付しなければならない者			金額
第一百八十四条の五第一項の規定により手続をすべき者	一件につき二万五千円	特許出願をする者	一件につき二万五千円
第一百八十四条の十六第一項の規定により申出をする者	一件につき二万五千円		

主	副	主	副
審判又は再審（次号に掲げ るもの）を除く。）を請求す る者		特許権の存続期間の延長登 録の拒絶査定若しくは無効 に係る審判又はこれらの審 判の確定審決に対する再審 を請求する者	一件につき五万五千円
明細書又は図面の訂正の請 求をする者	五百円を加えた額	特許権の存続期間の延長登 録の拒絶査定若しくは無効 に係る審判又はこれらの審 判の確定審決に対する再審 を請求する者	五百円を加えた額
審判又は再審への参加を申 請する者	一件につき五万五千円		

主	副	主	副
審判又は再審（次号に掲げ るもの）を除く。）を請求す る者		特許権の存続期間の延長登 録の拒絶査定若しくは無効 に係る審判又はこれらの審 判の確定審決に対する再審 を請求する者	五百円を加えた額
明細書又は図面の訂正の請 求をする者	五百円を加えた額	特許権の存続期間の延長登 録の拒絶査定若しくは無効 に係る審判又はこれらの審 判の確定審決に対する再審 を請求する者	五百円を加えた額
審判又は再審への参加を申 請する者	一件につき五万五千円		